

投票用紙及び投票用封筒請求書

公職選挙法第 49 条第 2 項の規定により、参議院議員通常選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいのので、同法施行令第 59 条の 4 第 1 項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所 (投票を記載する場所)	(〒 —) (電話 — —)
選挙人名簿に記載 されている住所	※ 上記住所と同じ場合は「同上」と記入すること。
氏 名	※ 必ず自分で書いてください。
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

令和 年 月 日

(宛先)

富士見市選挙管理委員会委員長

【備考】

- 1 投票用紙等は現在する場所に郵送しますので、正確に書いてください。
- 2 **郵便等投票証明書**を必ず添付してください。
- 3 郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求は、**選挙期日の 4 日前まで**となっていますので、お早めに御請求ください。

投票区	名簿番号	事由	選挙の種類					請求	・	直・郵
			衆小	最	参選	知	長	交付	・	郵
								受理	・	郵
		郵便	衆比		参比	県	議	返還	・	直・郵